

# は2月16日(木)～3月15日(水)です

問 町県民税の申告について ▶ 税務課 町民税班 ☎(内線)3273

所得税の確定申告・e-Taxについて ▶ 厚木税務署 ☎ 046(221)3261

国税庁ホームページ ▶ <https://www.nta.go.jp/>

国税庁ホームページ  
「所得税の確定申告」



## 申告をする場所など

|          | 厚木税務署 (厚木市水引 1-10-7)  | 愛川町役場分館申告会場  |
|----------|---|--|
| 期間       | 2月6日(月)～3月15日(水)の平日、<br>2月19日(日)・26日(日)   | 2月16日(木)～3月15日(水)の平日   |
| 時間       | 午前9時～午後5時<br>(受け付けは午前8時30分～午後4時)<br><br>混雑する場合は早めに受け付けを終了することがあります。   | 午前9時～正午、午後1時～<br>(受け付けは午前8時30分～午後3時30分)<br><b>受け付けは一日80人までです。</b><br><br>混雑する場合は早めに受け付けを終了することがあります。   |
| 申告する内容など | ① 営業・不動産所得などを申告する方<br>② 外国籍の方<br>③ 土地などの譲渡所得(分離課税)を申告する方<br>④ 住宅借入金等特別控除などを申告する方<br>⑤ 給与の年間収入額が2千万円を超える方<br>⑥ 青色申告をする方<br>⑦ 退職所得を申告する方<br>⑧ 損失申告をする方<br>⑨ 書き上げた申告書の提出(郵送可)  | ① 町県民税の申告をする方<br>② 次に該当する確定申告をする方<br>● 年末調整の済んでいない給与所得を申告する方<br>● 給与を2カ所以上から受けている方<br>● 公的年金などを申告する方<br>● 医療費控除、医療費控除の特例分を申告する方 ※注1<br>③ 書き上げた申告書の提出のみ<br><br><b>上記以外の申告・相談は厚木税務署でお願いします</b> |
| 必要なもの    | <ul style="list-style-type: none"><li>給与・公的年金の源泉徴収票</li><li>国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの控除証明書 ※注2</li><li>生命保険料・地震保険料の控除証明書</li><li>寄附金控除(ふるさと納税を含む)の申告をする方は寄附金受領証明書など ※注3</li><li>医療費控除、医療費控除の特例分の申告をする方は、医療費控除の明細書 ※注1</li><li>医療費控除の特例分の申告をする方は、健康の維持増進の取り組みなどを行っている証明書</li><li>前年の申告書の控え</li><li>電卓、筆記用具など</li><li>還付申告の方は、振込先の口座番号が分かるもの</li></ul> <p><b>マイナンバーおよび本人確認に係るもの【①、または②と③をお持ちください】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 個人番号カード(マイナンバーカード)</li><li>② 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し</li><li>③ 運転免許証、健康保険証、パスポートなどの公的証明書1点</li></ul> <p>※確定申告提出の方および町県民税申告書を郵送で提出する方は①のコピー、または②のコピーと③のコピーを添付してください。<br/>※代理人による申告の場合は、委任状、代理人の証明書、申告者本人のマイナンバー確認書類が必要です。</p> |  |
| 注意事項     | <p>※注1 医療費控除の明細書の様式は、町税務課や国税庁ホームページで配布しています。</p> <p>※注2 国民年金保険料、国民年金基金の掛け金に係る社会保険料控除の適用には、控除証明書の添付が必要です。</p> <p>※注3 ふるさと納税をした方が確定申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がなくなりますので寄附金受領証明書などを必ず添付してください。</p>   |  |

**お願い** 会場には、できる限り少人数でお越しください。マスクを着用の上、手指の消毒にご協力をお願いします。入場の際には検温を実施します。37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

**税理士による無料申告相談を開催します** ※詳細は、厚木税務署にお問い合わせください。  
(土地、建物および株式などの譲渡所得がある方を除く) 問 厚木税務署 ☎ 046(221)3261

●日時 2月8日(水)～10日(金)  
午前9時～午後4時(受け付けは午後3時まで)

●場所 愛川町文化会館  
3階大会議室

# 所得税の確定申告・町県民税の申告



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、  
確定申告書は電子申告や郵送による提出を推奨しています。

申告の際には、12桁のマイナンバーの記入と本人確認が必要です。マイナンバーを確認できるものと本人確認書類を忘れずにお持ちください。

## 所得税の確定申告が必要な方

確定申告は、1年間の所得と税額を申告し納税するもので、次に該当する方は申告が必要です。

- ① 事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える
- ② 給与の年間収入額が2千万円を超える
- ③ 給与以外の所得が20万円を超える
- ④ 給与を2カ所以上から受けている
- ⑤ 年末調整の扶養控除などに誤りがある
- ⑥ 不動産やゴルフ会員権などの資産を譲渡した
- ⑦ 公的年金などの雑所得のみの方で、その所得金額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える

※ ⑦に該当する方で、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のときは、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告は不要です。ただし、町県民税の申告は必要です。  
(外国の公的年金を受給していた方は確定申告が必要です)

## 町県民税の申告が必要な方

1月1日現在、町内に住所などがあり、所得税の確定申告をする方のほか、次に該当する方は町県民税の申告が必要となります。

- ① 昨年中に金額の多少にかかわらず所得があった  
(給与所得だけで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は除く)
- ② 給与所得者で給与以外の所得があった
- ③ 所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける
- ④ 税法上、扶養親族になっていない

(昨年中に収入がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税(料)の算定、国民年金納付免除申請などの資料となりますので申告をお願いします)

※ 町県民税の申告書は、前年の課税を基に申告が必要と思われる方に郵送しています。

## 医療費控除の申告をする方

ご自身で作成した「医療費控除の明細書」を添付してください  
(領収書の提出のみでは控除を受けられません)。

## 厚木税務署からのお知らせ

問 厚木税務署 ☎ 046(221)3261

### スマホで申告

給与所得や雑所得のほか寄附金控除や医療費控除を受ける場合、マイナンバーカードまたは電子申告e-Tax用のID・パスワードがあればスマートフォンで簡単に申告ができます。スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動で入力されます。また、青色申告決算書や収支内訳書も作成可能になるなど、利便性が大きく向上しました。



国税庁ホームページ  
「確定申告書等作成コーナー」

### ● スマホ申告のメリット

- ① 税務署へ持参不要!
- ② 郵送料不要!
- ③ 添付書類不要!  
(一部の書類は除きます)
- ④ 24時間いつでも利用可能!  
(メンテナンス中は除きます)
- ⑤ 3週間程度で還付!



### 厚木税務署の申告書作成会場

混雑回避のために「入場整理券」を配付します。配付状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。LINEアプリで国税庁のLINE公式アカウントを友だち追加することでご利用できます。

- 期間 2月6日(月)～3月15日(水)の平日、2月19日(日)・26日(日)
- 時間 午前9時～午後5時  
(受け付けは午前8時30分～午後4時)
- 場所 厚木税務署4階(厚木市水引1-10-7)

※ 還付申告は、5年間提出することができます。  
(令和4年分の確定申告の場合は、令和9年12月31日まで)



「LINE友達追加」

### 申告書の提出・納付期限

所得税(復興特別所得税含む)と贈与税は3月15日(水)まで、個人事業者の消費税は3月31日(金)まで。

### 各種納付方法のお知らせ

振替納税やダイレクト納付などのキャッシュレス納付のほか、新たにPAY払いによるスマホアプリ納付も利用可能となりました。二次元コードを利用したコンビニ納付もご利用になりますので、ぜひご利用ください。  
(詳細は国税庁ホームページをご覧ください)

### 医療費控除について

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」を作成し確定申告書に添付してください。明細書は国税庁ホームページに掲載されている様式などをご利用ください(医療費の領収書の添付は不要ですが、自宅などで5年間保存する必要があります)。

### ワンストップ特例の注意点

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請した方も、医療費控除などのために確定申告する場合には、全てのふるさと納税の内容の記載が必要ですのでご注意ください。

### 個人事業者の皆様へ インボイス制度が始まります

インボイス制度開始時(令和5年10月1日)にインボイスを発行するためには、原則として3月31日(金)までに登録申請手続きを行う必要があります。

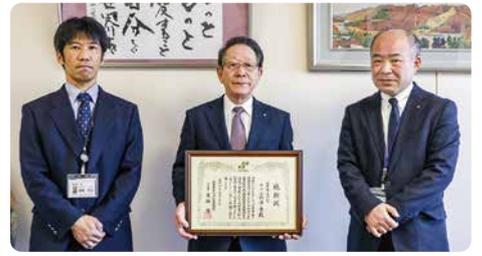
# 全国農業共済組合連合会から感謝状

問 農政課 農政班 ☎(内線)3532

農業者の経営安定に尽力するとともに、農業振興に大きく貢献したとして、全国農業共済組合連合会から町へ感謝状が贈られました。

今後も、本町の農業に携わる方々を支えるため、各種施策を推進していきます。

左から農政課 高橋主幹、小野澤町長、岡部農政課長



# 陸上競技で優秀な成績

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3613

陸上競技で優秀な成績を収めた井上瑞葵さん(東海大相模高校2年)に、町教育委員会から表彰状をお贈りしました。

- 第60回 神奈川県高等学校  
総合体育大会
- 100m 優勝
  - 4×400mリレー 優勝

- 第64回 神奈川県高等学校  
新人陸上競技大会
- 100m 優勝
  - 4×400mリレー 優勝



佐藤教育長と井上さん

# バドミントン全国大会で 優秀な成績

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

梅澤真美さん(中津)が「第39回全日本シニアバドミントン選手権大会」に出場し、60歳以上混合ダブルスの部で3位と優秀な成績を収められました。



梅澤さん

# 愛川町環境ポスターコンクール

## ●小学校低学年の部

- 最優秀賞 若林海音さん(中津小2年)  
優秀賞 林 ミントアンさん(中津小2年)  
幡野真凛さん(菅原小1年)

## ●小学校中学年の部

- 最優秀賞 島崎悠碧さん(高峰小3年)  
優秀賞 吉村透晴さん(菅原小4年)  
高知柚芽さん(高峰小4年)

## ●小学校高学年の部

- 最優秀賞 中嶋春晴さん(中津小5年)  
優秀賞 矢後彩葉さん(中津小6年)  
古座野真央さん(田代小6年)



小学校低学年の部  
若林さんの作品



小学校高学年の部  
中嶋さんの作品



中学生の部  
今村さんの作品



小学校中学年の部  
島崎さんの作品

## ●中学生の部

- 最優秀賞 今村誠尚さん(愛川東中2年)  
優秀賞 成井幹汰さん(愛川中1年)

身近な自然や環境問題に関心を深めてもらうため、愛川町環境ポスターコンクールを実施しました。入選作品は、2月4日(土)から17日(金)まで、文化会館1階展示コーナーに展示します。

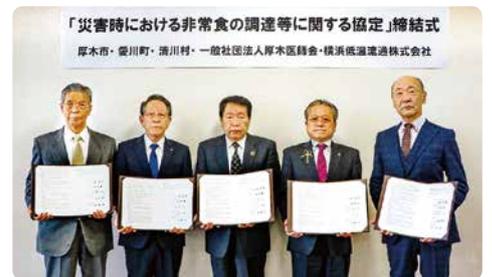
# 災害時に食料支援

# 横浜低温流通株式会社と協定を締結

1月19日、横浜低温流通株式会社(伊澤進代表取締役社長)と愛川町、厚木市、清川村、厚木医師会は「災害時における非常食の調達等に関する協定」を締結しました。この協定は、災害時に同社が保有する食品などを医療施設で有効活用することにより、医療救護活動を円滑に行うためのものです。

町では引き続き、官民一体となった地域防災体制の確立に努めるなど、災害への備えを強化していきます。

問 危機管理室 危機管理班 ☎(内線)3782



# 特別障害者手当・障害児福祉手当を支給します

在宅で重度の障がいがある方に、特別障害者手当や障害児福祉手当を支給します。ただし、いずれも所得により支給制限があります。

## 特別障害者手当

- 対象 日常生活で、常時特別の介護が必要な在宅重度障がい者(20歳以上)



- 支給額 月額27,300円

町ホームページ「特別障害者手当」

問 厚木保健福祉事務所生活福祉課 ☎046(224)1111  
町福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線)3353

## 障害児福祉手当

- 対象 日常生活で、常時介護が必要な在宅重度障がい児(20歳未満)



- 支給額 月額14,850円

町ホームページ「障害児福祉手当」

## 計画案へご意見をお寄せください

町で策定を進めている計画について、町民皆さんからのご意見を募集します。

### 「愛川町教育振興基本計画」(案)

令和5年度から令和10年度までを計画期間とする、町における教育の振興に関する施策についての基本的な計画です。

● **募集期間** 2月10日(金)～3月2日(木)  
(閲覧期間)

● **閲覧場所** 役場1階町政情報コーナー、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町ホームページ

● **提出方法** 閲覧場所に備え付けてある所定の用紙に必要事項を記入し、教育総務課へ(郵送・ファクス・電子メールも可)

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3613

FAX 046(286)4588

✉ kyoiku@town.aikawa.kanagawa.jp



町ホームページ「パブリック・コメントに関するQ&A」

### 「愛川町森林整備計画」(案)

町内の民有林について、森林整備の方向や、造林から伐採に至る業務の施業方法などを定める計画です。今回は、先に策定された神奈川地域森林計画との整合性を図るため、木材搬出方法や「特に効率的な施業が可能な森林」の設定などについて変更を行います。

● **募集期間** 2月1日(水)～3月2日(木)の平日  
(縦覧期間) 午前8時30分～午後5時

● **縦覧場所** 役場4階農政課

● **提出方法** 住所・氏名・意見内容を任意の様式に記載し、農政課へ

問 農政課 農政班 ☎(内線)3534

## 令和5年度の会計年度任用職員を募集します

令和5年度に各公共施設で勤務していただける方を募集しています。身分は、地方公務員法第22条の2に規定されている会計年度任用職員(非常勤の地方公務員)です。

業務内容や応募資格など、詳しくは各担当課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

会計年度任用職員制度全般に関することは、総務課 総務法制班 ☎(内線)3217へ

● **任期** 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

● **募集人数** いずれも若干名 ● **応募期限** 2月15日(水)

| 職種                 | 勤務場所                       | 問い合わせ                 |
|--------------------|----------------------------|-----------------------|
| クラス担当保育士           | 中津南保育園                     | 子育て支援課<br>☎(内線)3362   |
| 早朝保育士              | 高峰保育園、中津保育園                |                       |
| 延長保育士              | 半原保育園、高峰保育園、春日台保育園、中津保育園   |                       |
| 短時間勤務保育士           | 半原保育園、高峰保育園、春日台保育園         |                       |
| 通訳保育士              | 中津南保育園                     |                       |
| 土曜日勤務保育士           | 高峰保育園                      |                       |
| 一時保育担当保育士          | 中津保育園                      | 健康推進課<br>☎(内線)3341    |
| 歯科衛生士<br>保健師または看護師 | 健康プラザ                      |                       |
| かわせみ広場指導員          | 町内の児童館、公民館または小学校(勤務場所は応相談) | 生涯学習課<br>☎(内線)3642    |
| 事務補助員(愛川聖苑)        | 愛川聖苑                       | 愛川聖苑<br>☎046(285)9411 |

### ● 応募方法

「愛川町会計年度任用職員選考申込書兼経歴書」に必要事項を記入し、総務課へご提出ください。申込書兼経歴書は各担当課、総務課、町ホームページで配布しています。なお専門の資格が必要な職種については、申し込み時に資格を証明する書類の写しを提出してください。

町ホームページ「愛川町会計年度任用職員選考申込書兼経歴書」



## ご存じですか?文化財保護活動

問 郷土資料館 ☎046(280)1050



### 愛川町文化財保護委員の皆さん

- 山口勇一さん(田代) ※委員長
- 大矢善久さん(角田) ※副委員長
- 中村義市さん(中津)
- 平本明夫さん(三増)

前列左から、大矢副委員長、山口委員長。  
後列左から、小島さん、平本元一さん、中村さん、平本明夫さん、八木さん

- 八木一郎さん(半原)
- 小島睦夫さん(半原)
- 平本元一さん(相模原市)

文化財とは、さまざまな自然の営み、昔の人たちの生活や技術、文化や風習を伝える貴重な資料のことをいいます。

町内にはさまざまな文化財が残されており、そのうち特に重要なものを、町や県が重要文化財に指定し、保護に努めています。

文化財保護委員の皆さんは、こうした町内に残されている歴史・考古資料、建造物、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物などさまざまな文化財について、それぞれの学識を生かした調査や保護活動を行っています。

### 身近な文化財に気付いたら...

身近な動植物や昆虫の標本、さまざまな古文書、皆さんの身の周りやご家庭にある古い道具や写真なども、貴重な文化財かもしれません。文化財の保護や保存に関心を寄せていただき、何かお気づきのことがあれば、郷土資料館へご連絡ください。

# 町の封筒およびホームページに 広告を掲載しませんか

- 問 封筒広告に関すること  
管財契約課 管財契約班 ☎(内線)3263
- 問 バナー広告に関すること  
総務課 広報・シティセールス班 ☎(内線)3221

町役場で使用する一般共用封筒に掲載する広告と、町ホームページのバナー広告を募集します。

## 一般共用封筒への広告

一般共用封筒は、主に町から各種の通知などを郵送する際に使用しているもので、町民皆さんをはじめ、多方面へのPRが可能な広告媒体です。



- **掲載予定期間** 角形2号封筒は10月上旬から約1年間、長形3号封筒は8月上旬から約1年間(いずれも在庫がなくなるまで)
- **応募期限** 5月31日(水)
- **申し込み方法** 「愛川町業務用封筒」広告掲載申込書、事業内容・社歴などが分かる会社案内・パンフレットなど、広告原稿およびその電子データを管財契約課へ郵送してください(広告原稿の電子データはメールで送付)。申込書は町ホームページからダウンロードできます。

## 封筒の印刷枚数・掲載料など

| 封筒種別         | 印刷予定枚数  | 広告サイズ・刷り色          | 掲載枠数 | 掲載料(1枠当たり) |
|--------------|---------|--------------------|------|------------|
| 一般共用封筒(角形2号) | 15,000枚 | 縦80mm×横150mm・1色(青) | 3枠   | 30,000円    |
| 一般共用封筒(長形3号) | 80,000枚 | 縦55mm×横90mm・1色(青)  | 3枠   | 50,000円    |



町ホームページ  
「町の封筒に掲載する  
広告の募集」

## 町ホームページのバナー広告

町ホームページには、本年度月平均で約20万件のアクセスがあり、町民皆さんをはじめ多くの方が閲覧しています。

- **掲載期間** 4月1日(土)～令和6年3月31日(日)(1カ月単位。最長で1年間)
- **掲載場所・募集枠数** 町ホームページのトップページ下段に設ける12枠
- **掲載料** 1枠当たり月額5,000円
- **応募期限** 2月28日(火)  
(応募期限後に空き枠がある場合には、随時応募を受け付けます)
- **申し込み方法** 「愛川町ホームページ」広告掲載申込書、事業内容・社歴などが分かる会社案内・パンフレットなど、バナー広告の画像ファイル(メール送付可)を総務課へ。申込書は町ホームページからダウンロードできます。

### バナー広告の規格

- 【サイズ】 縦60ピクセル×横120ピクセル
- 【形式】 GIF形式(アニメーション不可)、PNG形式、JPEG形式のいずれか
- 【容量】 20キロバイト以内



町ホームページ  
「町ホームページ・  
バナー広告の募集」

## 顔写真を無料で撮影/マイナンバーカード休日申請窓口

2月19日(日)、3月26日(日)

時間 午前8時30分～正午

場所 役場1階住民課

- 問 申請に関すること 住民課 住民窓口班 ☎(内線)3316
- 問 マイナポイントに関すること  
行政推進課 協働・行政管理班 ☎(内線)3244

送付された二次元コード付き交付申請書に必要な事項を記入してお持ちいただくと、申請がスムーズに行えます。申請書をお持ちでない方は下記の本人確認書類をお持ちください。

- 本人確認書類 1点でよいもの** 運転免許証、パスポート、在留カードなどの、官公庁発行の顔写真付き証明書
- 2点必要なもの** 健康保険証、年金手帳、学生証など



※ 申請当日にマイナンバーカードの受け取りはできません。また、混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

町ホームページ「マイナンバーカード休日申請窓口」

## マイナポータルから オンラインで転出届を提出できるようになります

2月6日(月)から、マイナポータルを通じたオンラインでの転出届の提出が可能になります。このサービスを利用する方は、原則として転出時に町役場へ行く必要がなくなります。

- **利用できる方** 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引越しをする方

※ 単身での引越しのほか、同一世帯員の方の引越しでも利用可能です。  
※ 転出届提出後、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

デジタル庁ホームページ「引越しワンストップサービス」



## マイナポイント 第2弾 申請期間が 延長されています

最大20,000円分のポイントがもらえる「マイナポイント第2弾」のキャンペーンに参加するための、カード交付の新規申請時期は、令和4年12月末から令和5年2月末までに延長されています。キャンペーン参加を希望される方は、2月19日(日)の申請窓口を、ぜひご利用ください!

既にマイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナポイント休日申し込みサポートも下記の日程で開催しますので、ぜひご利用ください。

- **マイナポイント休日申し込みサポート**  
2月26日(日) 時間 午前8時30分～正午  
場所 役場1階町政情報コーナー

- 必要書類など
- マイナンバーカード
  - 利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁の暗証番号)
  - ポイントを付与する決済事業者の決済サービスIDやセキュリティコードなど  
※ カードやアプリケーションなどで確認できる決済サービスもありますが、事前登録等が必要なものもあります。
  - ポイント付与の対象となる公金受取口座の登録を行う場合は、口座番号などが分かるもの(預金通帳など)および券面事項入力補助用パスワード(数字4桁の暗証番号)